

## 会 議 概 要

会 議 の 名 称	平成27年久喜市教育委員会第8回定例委員会
開 催 年 月 日	平成27年7月21日（火曜日）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時30分から午後3時15分まで
開 催 場 所	菖蒲コミュニティセンター ボランティアビューロー
議 長 氏 名	柿沼光夫教育長
出席委員等氏名	柿沼光夫教育長、鹿児島金衛、榎本英明、狩野和也、坪井喜代子各委員
欠席委員等氏名	なし
説明者の職氏名	柿沼教育長、関根教育部長及び各担当課長
事務局職員氏名	関根教育部長、松本教育副部長兼教育総務課長、末田参事兼指導課長、宮内参事兼生涯学習課長、奥谷参事兼中央公民館長、赤岩学務課長、堀内文化財保護課長、太田中央図書館長、甲田教育総務課総務係長、小室教育総務課主事
会 議 次 結 果 及 び	<p>(1) 署名委員の指名 書記の指名 会議時間の決定</p> <p>(2) 前回会議録の承認</p> <p>(3) 教育長報告 ア 平成27年6月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について イ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について</p> <p>(4) 議事 議案第28号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について 議案第29号 平成28年度使用久喜市立中学校教科用図書採択案について 議案第30号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について 議案第31号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について 議案第32号 久喜市スポーツ推進審議会への諮問について 議案第33号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示について 議案第34号 久喜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について</p> <p>(5) その他 次回定例委員会について</p>

配 付 資 料	議案書、議案参考資料、教育長報告書
会議の公開・非公開	一部非公開（人事案件、審議・検討等情報のため）
傍 聴 人 数	1人

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p><b>【開会の宣言】</b></p> <p>皆さん、こんにちは。今年は暦の関係で終業式が先週17日の金曜日に終了して、もう既に夏休みに入っております。多くの小学校が林間学校で、志賀高原、日光方面に行っており、ちょうどその真っ最中であり、祭りが続きましたが、文化、伝統の継承者として、子供たちがお囃子や太鼓といった活動を一生懸命やっている様子も見まして、大変心が温まりました。</p> <p>早速ではありますが、始めさせていただきます。ただ今の出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議の開催の規定にございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより平成27年久喜市教育委員会第8回定例委員会を開会いたします。</p>
柿沼教育長	<p><b>【開議の宣告】</b></p> <p>これより直ちに本日の会議を開きます。</p>
柿沼教育長	<p><b>【議事日程の報告】</b></p> <p>本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配布したとおりでございます。</p>
柿沼教育長	<p><b>【会議録署名委員の指名】</b></p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。</p> <p>本日は、坪井委員と狩野委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
柿沼教育長	<p><b>【会議録作成者の指名】</b></p> <p>会議録作成者は、教育総務課小室主事にお願いします。</p>
柿沼教育長	<p><b>【会議時間の決定】</b></p> <p>会議時間につきましては、本日の日程がすべて終了するまでといたしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、本日の日程がすべて終了するまでといたします。</p> <p><b>【前回会議録の承認】</b></p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>日程第2、前回会議録の承認を求めます。平成27年6月29日に開催いたしました、第7回定例委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、前回の会議録につきましては、ご承認をいただきました。</p> <p>【教育長報告】</p>
柿沼教育長	<p>日程第3、教育長報告でございます。報告事項につきましては、お手元の日程の ア と イ の2件でございます。</p>
柿沼教育長	<p>まず始めに、「ア 平成27年6月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について」の報告でございます。報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。</p>
柿沼教育長	<p>教育部長。</p>
教育部長	<p>それでは、教育長報告アの平成27年6月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明を申し上げます。質問の関係でございますが、質問された議員さんは全部で23名でございます。うち教育委員会に関する質問は16名からいただきました。説明は、以前にもございました質問などにつきましては省略させていただきます。始めに、1番の田中勝議員でございます。ページでは、1ページから2ページとなります。まず、この質問につきましては、通学路の安全対策についてという内容でございます。菖蒲小学校、栢間小学校、菖蒲南中学校の通学路に関するご質問でございます。内容につきましては、ご覧のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。2人目でございます。岸輝美議員。ページでは、2ページから5ページでございます。まず1点目が、仮称・久喜マラソン大会を成功させる（し続ける）ための取り組みについて、スポーツ推進計画への位置づけ、チャレンジデーについてのご質問でございます。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。2点目でございます。土曜日授業実施に伴い学校体育施設開放事業の発展のためということ、まずそのうちの1点目といたしまして、学校体育施設開放事業の見解と果たしてきた役割への評価。2点目といたしまして、学校体育施設開放事業の進展過程で作られたルールの認識と評価。3点目でございますが、土曜日授業の実施日についての協議があったか。4点目には、土曜日授業の実施に伴い新ルールを確立し、開放事業の充実を図るべきとのご質問でございます。答弁につきましては、1点目につきましては、青少年の健全育成や市民の健康増進、体力向上に寄与していると答えてございます。</p>

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
教育部長	<p>2点目につきましては、午前中は放課後子ども教室事業や一時利用申請等に活用されており、利用団体へ開放しない時間帯を設けることで、広く一般市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供できている。</p> <p>3点目につきましては、土曜日授業の実施等について、校長に対し、学校体育施設開放事業利用団体や放課後子ども教室実行委員会等への周知や協議を依頼をした。今後、土曜授業のあり方について、効果の検証等を行う中で、利用団体との協議についても配慮をしていく。</p> <p>4点目では、利用団体への土曜授業の実施をお知らせし、各学校と十分な協議や調整を行うよう働きかけていく旨、答弁をさせていただいたところでございます。</p> <p>3人目、平間益美議員でございます。ページは、5ページから7ページでございます。質問の内容につきましては、就学援助制度についてでございます。その内容といたしまして、1点目といたしましては、就学援助費補助対象外品目とその理由について。質問2点目は、過去3年間の就学援助を受けた人数と金額、地区別でございます。3点目は、貧困家庭の児童の学力低下を防ぐため、補助対象を増やすべきとのご質問でございます。</p> <p>答弁につきましては、1点目は、要保護者に対しては、国の補助金交付要綱に定める補助対象である品目について援助をしており、国の補助対象外である準要保護対象者については、児童生徒が教育上必要である学用品等について援助をしている。</p> <p>2点目でございます。平成23年度から平成25年度までの実績を答弁してございます。</p> <p>3点目につきましては、国が対象としていない準要保護対象者に対する補助対象品目の増は考えていない旨、答弁をいたしました。</p> <p>4人目の齊藤広子議員でございます。ページでは、7ページから8ページでございます。質問につきましては、図書館制度の今後のあり方についてということで、まず1点目が、市立図書館で指定管理制度を導入していない場合の更なるサービス向上について、2点目は、開館時間の拡大等の多様な市民要望に添っていくための政策について、3点目は、学校図書館に司書を配置すべきとのご質問でございます。</p> <p>答弁の内容といたしましては、1点目は、これまで実施してきた事業の充実や関係団体との連携によりサービスの向上に取り組み、指定管理者導入事例の検討を行う。2点目は、開館時間の拡大は難しいが、レファレンスの充実、利用者のニーズ把握やニーズに添える図書等の収集や貸し出しに努め、県立図書館との人事交流、ボランティア育成を図っていく。3点目といたしまして、さまざまな課題はあるが、学校図書館のあり方を検討する中で学校司書の導入についても考える旨、答弁をいたしました。</p> <p>続きまして、5人目、丹野郁夫議員でございます。ページでは、8ページから9ページでございます。質問につきましては、集会所の防災対策ということで、ソーラー式照明灯を設置してはとのご質問でございますが、ご覧のとおり答弁させていただいたところでございます。省略をさせていただきます。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
<p>教育部長</p>	<p>6人目、新井兼議員でございます。ここから2日目になってございます。ページでは、9ページから13ページでございます。質問につきましては、理数教育先進市の実現についてということで、6点の質問をいただいております。まず、1点目でございます。各種学力調査の理数科目における教育委員会の分析結果及び課題。2点目は、理数教育に係る取り組みと成果について。3点目は、市の目指す理数教育に関し、学識経験者等の意見を参考にした検討実績及び内容。4点目は、教員の指導力向上について、教育委員会の所見及び教員の活用状況。5点目は、理数教育による次世代人材に関し、教育委員会の所見と今後の具体的施策。6点目は、市民が科学技術に触れることのできる対話型サイエンスカフェや体験型サイエンスフェスティバル等の実施についての所見と質問でございます。</p> <p>答弁につきましては、まず1点目につきましては、小学生、中学生の状況を説明し、学習内容が身に付いていることや課題について説明しております。</p> <p>2点目につきましては、アの小学校理科支援員の配置と活用について。イの文科省指定の久喜小で行っている夢創造科について。ウの子ども大学くきについて。エの放課後子ども教室、ゆうゆうプラザでの理科実験等について。オのアからエ以外の取り組みについて、省略させていただきますけれども、答弁内容は9ページから11ページのとおりでございます。</p> <p>3点目につきましては、久喜小で研究開発学校の研究を進めるため、理数教育に精通した大学教授や学識経験者から成る運営指導委員会において専門的見地から指導をお受けいたしている。また、本年度新たに設置をいたしました科学技術研究委員会において、理数教育の充実に向けた研究を進めていく。</p> <p>4点目のコア・サイエンス・ティーチャーの養成及び活用及びサイエンス・リーダーズ・キャンプのプログラム事項については、ご覧のとおりでございます。</p> <p>5点目のアといたしまして、理数好きの子供たちの裾野の拡大を図る取り組みについて。イの理数系にすぐれた素質を持つ子供たちの才能を伸ばしていく取り組みについては、12ページのとおりでございます。</p> <p>6点目、サイエンスカフェやサイエンスフェスティバルにつきましては、実施のノウハウ等の点から取り組むことは考えていないが、市民大学や高齢者大学の授業の中で取り入れられないか、検討していくという内容でございます。</p> <p>7人目、石田利春議員でございます。ページでは、13ページでございます。避難場所の安全の関係で、栗橋しずか館についての質問でございますが、ご覧のとおりでございます。省略をさせていただきます。</p> <p>8人目、園部茂雄議員でございます。ページでは、13ページから15ページでございます。2点質問いただいておりますが、1点目は、日本最古の力石でございます。こちらにつきましては、風化が進み和暦が明確に判読できない状況にあるため、指定文化財の指定はしていないが、日本最古の力石の可能性も否定できないので、風化を進行させないための方策を地元の方々と協議をしていくという答弁でございます。</p> <p>2点目は、生涯学習講座、出前メニューの内容と見直しのご質問でございます。回答につきましては、ここに書かれているとおりでございます。</p> <p>9人目、渡辺昌代議員。ページでは、15ページでございます。質問につきましては、市内小学校の外トイレに関するご質問でございます。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p>

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
教育部長	<p>続きまして、10人目、貴志信智議員。16ページから17ページとなっておりますが、質問を1点いただきまして、内容につきましては、自主財源を生かす取り組みといたしまして、学校給食センターの建て替えに関する質問でございます。内容につきましては省略をさせていただきます。ご覧のとおりでございます。</p> <p>11人目、春山千明議員。ページでは、17ページから18ページでございます。質問につきましては、社会体育団体が利用する学校体育施設の備品の管理や修繕についての質問でございます。答弁につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>続きまして、12人目、平沢健一郎議員。18ページでございます。質問につきましては、小中一貫校の創設に関する質問でございます。4点質問いただいております。まず、1点目でございます。市内中学校で生徒数減少により授業に必要な教員を非常勤の先生で補っている現状についての所見でございます。2点目は、学校の統廃合でスクールバス等の新たな通学手段の費用捻出、課題について。3点目の小中一貫校のモデル校創設による中学校の教員確保についての所見。4点目、小中学校の適正配置、適正規模、配置に関する保護者アンケート実施や検討委員会等についての質問でございます。</p> <p>答弁につきましてでございますが、1点目の質問に対しまして、学級数が少ない中学校では全教科の教職員が揃わない学校があるが、揃わない教科については、非常勤講師が配置をされ、学校の指導計画に沿って行われているので支障はない。</p> <p>2点目につきましては、スクールバスを運行している近隣自治体の予算を説明するとともに、児童生徒の日常の運動量の減少、病気等による保護者の送迎等の課題がある旨、答えてございます。</p> <p>3点目につきましては、現在全ての中学校区で施設分離型の小中一貫教育を進めている。施設一体型の小中一貫教育につきましては、教員の確保や独自の教育課程の編成など、意義あるものと認識をしているが、学校施設の整備費が多額となることや地域住民の理解を得る必要があることなど、課題が多いという答弁でございます。</p> <p>4点目、学校の適正規模、配置につきましては、保護者や地域住民のアンケートは必要と考える。附属機関として学区等審議会があるので、新たな検討委員会の設置は考えていない。今後も教育的観点を重視して考えていくと答弁してございます。</p> <p>13人目、戸ヶ崎博議員でございます。ページでは、21ページから23ページでございます。2点質問いただいております。まず1点目は、戦後70年ということから、広島、長崎などの被爆地への派遣についてのご質問でございますが、答弁につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>2点目、選挙投票についてというご質問でございます。公職選挙法で投票年齢が20歳から18歳に引き下げられることにつきまして、ア、イ、ウの3点のご質問でございます。アでは、中等教育での政治教育の考え。イでは、久喜市教育現場における政治教育の取り組み。ウでは、政治的な市民を育成することを目的とすることが、教育機関としての役割と考えるが、とのご質問でございます。</p> <p>答弁でございます。アに対しましては、中学校の段階で政治教育を充実させることの考えを、イでは、小学校、中学校3年生で実際の取り組みを答弁してございます。ウでございますが、国家や社会の諸問題の解決のために政治的素養を育成することが、学校における政治教育の目的である。民主主義の意義、主権者の意義を自覚をさせ、政治についての考え方の基礎を身につけた上で参政権を行使できるよう教育を進めたい旨、答弁してございます。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
<p>教育部長</p>	<p>14人目、川辺美信議員でございます。ページでは、23ページでございます。こちらの質問につきましては、久喜高校東側横断歩道の安全対策についてでございます。答弁につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>15人目、鈴木松蔵議員。ページでは、23ページから25ページでございます。質問につきましては、教科書採択についての取り組みについてということで3点ご質問いただいております。1点目は、採択権者として適正な採択のための取り組み。2点目は、文科省通知の保護者の意見を踏まえた調査研究の充実は具体的にどのように行うのか。3点目の久喜市が所属する採択協議会の公開、議事録の筆記の方法、各委員の採択意見の記録の改善についてのご質問でございます。</p> <p>答弁でございますが、1点目につきましては、教科書の採択は義務教育諸学校の教科書用図書は無償措置に関する法律により定められている内容と、実際の本市の採択方法を答弁し、世界で活躍する日本人としての教育に資する教科書を採択するよう取り組んでいく旨、答弁しております。</p> <p>2点目でございます。保護者の意見について生かす具体的な取り組み方法について答弁しております。</p> <p>3点目につきましては、平成27年度は関係市町教育委員会の協議の結果、原則公開となったこと。会議録については、議事内容がわかりやすくなるよう協議会に申し入れる内容を答弁いたしました。</p> <p>最後に、16人目、大谷和子議員でございます。ページでは、25ページから29ページでございます。質問につきましては、3点いただいております。まず、1点目の子供の遊び場の充実について。児童生徒の運動能力等の現状や子供の遊び環境の認識、プレーパーク開催についての質問でございます。答弁につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>2点目でございます。若手教員育成についてということで、3点ご質問をいただいております。まず、1点目でございます。今年度の市内小中学校教員の年代別割合、2点目は若手育成の取り組み方法と内容、3点目はベテラン教職員の大量退職による管理職の若年化の見解についてのご質問でございます。</p> <p>答弁につきましては、1点目でございますが、27ページに記載してございますが、このような内容で年代別の割合につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>2点目でございます。答弁につきましては、採用年数に応じた研修があり、県と協力しながら行うもの、市独自のもの、各学校で行う校内研修について答弁をいたしております。</p> <p>3点目でございます。管理職の若年化は喫緊の課題と認識しております。久喜市独自の取り組みとして、学校の中核となり、学校運営に参画する30歳から40歳代の教職員を対象とした久喜市ミドルリーダー研修会を教育委員会と校長会が協力して実施をしている旨、答弁をいたしております。</p> <p>3点目でございます。学校の適正規模、適正配置でございますが、こちらにつきましては、18ページでご説明をした平沢健一郎議員と質問が重複をいたしますので、省略とさせていただきます。</p> <p>以上が平成27年6月議会で行われました一般質問と、それらへの答弁の概要でございます。よろしく願いたします。</p>
<p>柿沼教育長</p>	<p>ただ今の報告に対しまして、ご質問がありましたら、お受けいたします。</p> <p>〔「ありません」と言う人あり〕</p>



審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>それでは、ありませんということですので、質問を打ち切ります。</p>
柿沼教育長	<p><b>【会議の非公開】</b></p> <p>次の教育長報告イ及び議案第28号につきましては、人事案件であることから、また議案第29号につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第4号の規定、審議・検討等情報に該当する案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、これより会議を非公開とさせていただきます。</p> <p>傍聴の皆さんは一時ご退席をお願い申し上げます。</p> <p>〔これより非公開とする〕</p>
柿沼教育長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔傍聴人退出〕</p> <p>〔再 開〕</p>
柿沼教育長	<p>再開いたします。</p>
柿沼教育長	<p>教育長報告イの「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきましては、事務局職員の人事案件でありますことから、部長、副部長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、一時退出をお願いいたします。暫時休憩いたします。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔部長、副部長及び所管の所属長を除く事務局職員退出〕</p> <p>〔再 開〕</p>
柿沼教育長	<p>再開いたします。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>それでは、「イ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について」の報告でございます。 報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。</p> <p>[非公開案件につき省略]</p>
柿沼教育長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>[休 憩]</p> <p>[部長、副部長及び所管の所属長を除く事務局職員入室]</p> <p>[再 開]</p>
柿沼教育長	再開いたします。
柿沼教育長	<p>以上で教育長報告を終了いたします。</p> <p><b>【議事】</b></p>
柿沼教育長	日程第4、議事に入ります。
柿沼教育長	はじめに、議案第28号を上程し、これを議題といたします。議案書の1ページをご覧ください。
柿沼教育長	<p>議案第28号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>[非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決]</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第29号を上程し、これを議題といたします。議案書の7ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第29号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>[非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決]</p>
柿沼教育長	これをもちまして、会議の非公開を解きます。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>[非公開を解く]</p> <p>傍聴人の入室を許可いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>[休 憩]</p> <p>[傍聴人入室]</p> <p>[再 開]</p>
柿沼教育長	再開いたします。
柿沼教育長	続きまして、議案第30号を上程し、これを議題といたします。議案書の9ページをご覧ください。
柿沼教育長	議案第30号について、提案理由の説明を求めます。
柿沼教育長	教育部長。
教育部長	<p>議案第30号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>久喜市立小・中学校の学区について、別紙のとおり久喜市立小・中学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	学務課長。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
学務課長	<p>ご説明させていただきます。 先ほどの議案第28号の説明と一部重複する部分がございますが、お許しをいただきたいと存じます。諮問書の案文の内容でございますが、議案書の10ページをご覧いただきたいと存じます。先ほど説明申し上げましたとおり、昨年12月に太田小学校の保護者から進学先中学校の学区変更についての要望が教育委員会宛てに提出されたことを受けまして、これを審議するものでございます。具体的には現在、太田小学校の児童につきましては、その大半が太東中学校に進学しております。太田小学校の一部の区域の児童が久喜東中学校に進学している状況でございます。その経緯につきましては、太東中学校の大規模化対策といたしまして、当該区域が久喜東中学校の校区に変更されたことによるものでございます。しかし、現在では太東中学校の大規模化につきましては解消されまして、余裕教室も見られる状況であること、太田小学校から久喜東中学校へ進学する児童数が減少しており、偏りも見られることなどから、昨年12月に太田小学校の保護者から進学先中学校については太東中学校に一本化するよう、学区変更についての要望が久喜市教育委員会宛てに提出をされたところでございます。このたびにつきましては、この要望に基づきまして、本案件を検討するため審議会の意見を求めるといったものとなっているところでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p><b>【議案質疑】</b></p>
柿沼教育長	<p>議案第30号について、質疑をお受けいたします。 鹿児島委員。</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>これは太東中学校の大規模化対策の解消ということですが、これはいつごろの話で、当時は何人ぐらい生徒がいたのか教えてください。生徒は多かったと思います。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>申し訳ございません。当時の人数についてはちょっと把握しておらないところなんです。実際に太東中学校の大規模化対策として太田小学校の進学先の学区が太東中と東中学校に分かれたのが平成7年度だろうと思っているところでございます。</p>
柿沼教育長	<p>よろしいですか。</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>はい。</p>
柿沼教育長	<p>ほかにもございますでしょうか。</p> <p>[発言する人なし]</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
	<b>【採 決】</b>
柿沼教育長	各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	異議なしと認めます。よって、「議案第30号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。
柿沼教育長	続きまして、議案第31号を上程し、これを議題といたします。議案書の11ページをご覧ください。
柿沼教育長	議案第31号について、提案理由の説明を求めます。
柿沼教育長	教育部長。
教育部長	議案第31号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。 久喜市立小中学校の就学予定者又は在学者のうち、教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、別紙のとおり久喜市障がい児就学支援委員会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。 議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。
柿沼教育長	参事兼指導課長。
参事兼指導課長	久喜市障がい児就学支援委員会への諮問についてでございます。議案書12ページをご覧ください。久喜市障がい児就学支援委員会条例第2条の規定に基づき、教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、具体的には市立小学校または中学校に就学しようとする者、または在学する者のうち、障害のある幼児、児童及び生徒について、障害の種類、程度等を判断すること、障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関することに関し、久喜市障がい児就学支援委員会に対し諮問してよいか伺うものでございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。
柿沼教育長	<b>【議案質疑】</b> 議案第31号について、質疑をお受けいたします。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>〔「なし」と言う人あり〕</p> <p>特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。</p>
柿沼教育長	<p><b>【採 決】</b></p> <p>各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、「議案第31号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第32号を上程し、これを議題といたします。議案書の13ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第32号について、提案理由の説明を求めます。</p>
柿沼教育長	<p>教育部長。</p>
教育部長	<p>議案第32号 久喜市スポーツ推進審議会への諮問についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。 久喜市スポーツ推進計画について、別紙のとおり久喜市スポーツ推進審議会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。 議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	<p>参事兼生涯学習課長。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
参事兼生涯学習課長	<p>久喜市スポーツ推進審議会への諮問についてでございます。スポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法第10条の規定によりまして、市町村教育委員会は国のスポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めると規定されております。このことから久喜市スポーツ推進計画を策定することとしたところでございます。久喜市スポーツ推進計画は、国のスポーツ基本計画、埼玉県スポーツ推進計画を参酌し、久喜市総合振興計画や久喜市教育振興基本計画における諸施策を踏まえ、本市におけるスポーツ推進の基本理念や目指す姿、方向性について明らかにし、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針となる計画となる予定でございます。計画の策定期間は、平成27、28年度の2カ年を予定しておりまして、計画年度は平成29年度から平成34年度の5カ年の予定でございます。当該諮問につきましては、久喜市スポーツ推進審議会条例第2条におきまして、久喜市スポーツ推進審議会は久喜市教育委員会の諮問に応じ、スポーツ推進計画に関することについて、調査、審議し、教育委員会に建議すると規定されておりますことから、これに基づいて行うものでございます。</p> <p>なお、1回目の会議を8月24日に開催したいと考えておりますので、この場で諮問を行う予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願いしたいと存じます。</p>
柿沼教育長	<p><b>【議案質疑】</b></p> <p>議案第32号について、質疑をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。</p>
柿沼教育長	<p><b>【採 決】</b></p> <p>各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、「議案第32号 久喜市スポーツ推進審議会への諮問について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第33号を上程し、これを議題といたします。議案書の15ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第33号について、提案理由の説明を求めます。</p>
柿沼教育長	<p>教育部長。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
教育部長	<p>議案第33号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。                  久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を、別紙のとおり改正したいので議決を求めるものでございます。                  議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示についてでございます。議案書15ページ及び参考資料の1ページをご覧くださいと存じます。学校教育法施行令第9条では、いわゆる区域外就学について規定しているところでございます。これにつきましては、例えば久喜市外に住所を有する児童生徒が久喜市立の小中学校に就学したい、あるいはその逆に久喜市内に住所を有する児童生徒が他市町村の小中学校に就学したいといった場合についての規定でございます。この場合につきまして、その保護者は就学させようとする小中学校を設置した市町村の教育委員会の承諾を証する書面を添え、その旨を現に住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならないとしておりまして、また就学先市町村の教育委員会は、その承諾を与えようとする場合には、あらかじめ児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものと規定されているところでございます。</p> <p>久喜市就学指定校変更承認基準につきましては、区域外就学を承認する基準と手続に係る様式の指定を定めているところでございますが、このたび同基準の見直しにつきまして行いましたところ、実情にそぐわない部分がございますことから一部を改正するものでございます。具体的には様式第1号中、決裁区分欄及び文書番号承諾年月日につきましては、例年、区域外就学願の申請時には別途に起案を作成している状況でございます。また、様式の決裁区分欄につきましては、年度によりまして人事異動等に伴いまして職名等も変更となる可能性がございますことから、こちらの部分につきましては実際には現在使用していない状況でございますことから、この欄を削除するものでございます。具体的には参考資料の1ページをご覧くださいと存じますが、1ページの右側が現在の様式でございます。左側が今回提示させております案でございます。具体的には一番上の四角い決裁欄、番号欄、日付欄等が削除されているものでございます。</p> <p>なお、この告示につきましては、公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
柿沼教育長	<p>【議案質疑】</p> <p>議案第33号について、質疑をお受けいたします。                  坪井委員。</p>



審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
坪井委員	<p>決裁欄、文書欄を削除するのはわかりましたが、「久喜市教育委員会あて」となっておりますが、こういう文書を父兄が出す場合に「あて」という言葉が適切ではないような気がするのですが、通常は「様」とか、「教育委員会様」が適切ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>実はこういった様式の類につきましては、こちらの様式だけではないんですが、いわゆる一般市民から行政宛てに作っている書式につきましては、こちらで作成したものでございますので、こちらからまず提示している段階で、こちらの宛名を「様」という表記にしておくのは適切ではないということで、あくまでも市民が行政側に出すということの目線で様式を作成しておりますので、こういった類いの様式につきましては、全てこのような「あて」といったような表記になると認識しているところでございます。</p>
柿沼教育長	<p>坪井委員。</p>
坪井委員	<p>父兄の方が直して、「様」に直して出すということでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>この辺につきましては、実際に出される方の見解によるのかなと考えております。実際に直しておられる方もいらっしゃるし、そのまま出される方もいらっしゃるところでございます。</p>
柿沼教育長	<p>教育部長。</p>
教育部長	<p>実はこの「あて」と「様」につきましては、今までちょっと久喜市の中でいろんなご意見がありました。そういう中で今、学務課長が言ったように、市で決めているものに対して「様」をつけた様式はどうなんだろうというようなところなんですね。結果としては、自分のところに「様」をつけて様式を決めるのはどうなんだろうというような形になったわけです。市のほうに対して提出する文書を様式として定める場合には、市が受けるほうですので「あて」で統一しようという取り決めによりまして、市で様式を定めているものはほとんどのものが、市のほうに上がってくる文書に対しては、例えば「教育委員会あて」、あるいは「市長田中暄二あて」というような表記に統一をした流れが今までにございました。</p>
柿沼教育長	<p>ほかにございますでしょうか。 榎本委員。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
榎本委員	<p>最近、マイナンバーというのは、これから近々いろいろなところで入ると思うんですけども、こういう市に対してのことに関しては、そのマイナンバーというのを導入する予定がないのかということと、あと先ほどのように保護者のところに電話番号という欄があると思うんですけども、これも昔でいう置き電話は持ってなくて、今では携帯しか持たないアパート住まいの方も保護者としてはいらっしゃるようなので、置き電話じゃないものも電話番号として正式に取り扱うのかどうか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>マイナンバーへの対応でございますが、現在のところはこちらの報告に関しては、いわゆる適応させるという段階ではありません。実際にこのマイナンバーにつきましては、あらゆる個人情報につきまして、基本的にはもう全て本当に載つけるということが可能なかなと考えているところでございます。ただ、何でもかんでも載つけられるがゆえに、そこを載つけてしまったときのリスクというものも、やはりそれなりに大きなものになってくるのかなという部分がございますので、こういったものについても当然、そういったものを適用させれば、他市町村との協議などにつきましても非常にスムーズ、円滑になってくる部分ではあるのかなとは考えるのですが、やはりその辺につきましては、国あるいは県、他市町村の動向等を見ながら進めていくのが適切ではないかなと考えているところでございます。</p> <p>それから、電話番号の部分でございますが、こちらにつきましては、基本的には連絡がつく番号を記載してくださいという形でご説明申し上げているところでございまして、親切なのであれば、本当に置き番号と携帯番号と両方書く欄があれば一番良いのかもしれませんが、一応説明の中では連絡がつく番号をお願いするというところで、携帯の番号でも申請は受け付けているところでございます。</p>
柿沼教育長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
	<p>〔「ありません」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。</p>
	<p>【採 決】</p>
柿沼教育長	<p>各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、「議案第33号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第34号を上程し、これを議題といたします。議案書の17ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第34号について、提案理由の説明を求めます。</p>
柿沼教育長	<p>教育部長。</p>
教育部長	<p>議案第34号 久喜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。 久喜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正したいので議決を求めるものでございます。 議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>久喜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてでございます。議案書の17ページ並びに参考資料の2ページ以降をご覧くださいと存じます。久喜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱につきましては、久喜市内の私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に久喜市在住の児童が就園する際の入園料及び保育料につきまして減免制度を設けている場合に、当該設置者に対し補助を行うことを規定しているものでございます。当該補助金につきましては、その財源といたしまして2分の1の国庫補助があり、毎年その限度額が国から示されているところでございます。このたび平成27年度の私立幼稚園就園奨励費補助金に係ります国庫補助の限度額につきまして国から通知がございましたので、これに基づきまして市の交付要綱の一部改正を求めるものでございます。 具体的には非課税世帯の第1子、第2子に対する国庫補助限度額が増額となっている改正となっております。参考資料をご覧くださいと存じますが、まず参考資料2ページでございます。先ほどと同じように右側が現行、左側が改正案でございます。表の中の番号の2となっているところで、当該年度に納付すべき市民税が非課税となっている世帯及び市民税の所得割が非課税となっている世帯、この欄でございますが、この欄の旧のほうの表でございますが、1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者、いわゆる括弧の中で第1子でございます。ここが「19万9,200円」から、新しい案では「27万2,000円」に増額となっております。また、その隣の同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者、つまり第2子でございますが、これが「25万3,000円」から「29万円」に増額となっているところでございます。</p>

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
学務課長	<p>次に、3ページでございますが、真ん中あたりに区分3の場合という表記がございます。そこから下がまた表になっているところでございますが、表の一番書き出しのところでございますが、旧の要綱では「平成25年12月31日現在」となっているところを「平成26年12月31日」に改めるものでございます。また、表の中でございますが、やはり2つの欄に分かれているところでございますが、「平成25年」という表記につきまして、「平成26年」という表記に改めるものでございます。</p> <p>続きまして、4ページでございます。区分4の場合、真ん中ほどに、区分4の場合という表記がございますが、こちらにつきましても、ただいまの説明と同じように「平成25年」という表記を「平成26年」という表記に改正をするものでございます。</p> <p>次に、5ページでございますが、別表第2（第2条関係）でございます。この中の2の欄でございます。当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯の欄でございます。そのうち小学校1年生から3年生までの兄または姉を1人有しており、就園している場合の最年長者、いわゆる第2子でございますが、これに対します限度額が、年額「25万3,000円」を「29万円」に増額するものでございます。</p> <p>続きまして、資料の6ページでございますが、半分より下のほうでございまして、区分3の場合というところがございまして、こちらにつきましても同じように「平成25年」という表記を「平成26年」に改めるものでございます。</p> <p>次に、7ページでございます。同じように、区分4の場合とございます。この表の中の「平成25年」という表記につきまして、「平成26年」と改めるものでございます。</p> <p>なお、この告示につきましては、公布の日から施行いたしまして、本年の4月1日から適用するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
	<p><b>【議案質疑】</b></p>
柿沼教育長	<p>議案第34号について、質疑をお受けいたします。 坪井委員。</p>
坪井委員	<p>この補助金はどのように交付されるのでしょうか。</p>
柿沼教育長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>実際には私立幼稚園に取りまとめをお願いしておりまして、いわゆる私立の幼稚園に就園をされている保護者のほうから必要な申請等について幼稚園を経由して上げていただいて、市のほうで、市の教育委員会のほうでそれを受けまして、市からまた幼稚園を通じて保護者の方に交付していただくといった流れになっているところでございます。</p>
柿沼教育長	<p>坪井委員。</p>
坪井委員	<p>そうしますと、年に1回お支払いするということですか。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	学務課長。
学務課長	左様でございます。
柿沼教育長	坪井委員。
坪井委員	それは年度末にということですか。
柿沼教育長	学務課長。
学務課長	左様でございます。
柿沼教育長	ほかにございますでしょうか。
	〔「なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
	<b>【採 決】</b>
柿沼教育長	各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	異議なしと認めます。よって、「議案第34号 久喜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。
	<b>【議案審議終了】</b>
柿沼教育長	以上をもちまして、本日提出されました議案につきましては、すべて終了いたしました。
	<b>【次回定例委員会の開催】</b>
柿沼教育長	日程第5、次回の定例委員会開催日の案でございますが、事務局よりご説明いたします。
教育副部長兼 教育総務課長	それでは、次回の定例委員会でございますが、委員会につきましては第4水曜日という形でさせていただきました。8月26日の水曜日、時間が午後1時30分からということよろしいでしょうか。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
鹿児島教育長 職務代理者	ちょっと都合が悪い。第2案はありますか。
教育副部長兼 教育総務課長	第2案といたしましては、8月27日ということなんですが。
鹿児島教育長 職務代理者	はい、結構です。
柿沼教育長	27日はいかがですか。大丈夫ですか。
	〔「大丈夫です」と言う人あり〕
柿沼教育長	それでは、8月27日ですね。
教育副部長兼 教育総務課長	<p>それでは、8月27日という形で、木曜日ではありますが、時間は午後1時30分からで、場所につきましては、第5集会室になりますので、よろしくをお願いします。この4階の第5集会室になりますので、よろしくをお願いします。詳細につきましては追って連絡します。</p> <p>それから、併せまして臨時の委員会を開催をさせていただきたいと思えます。本日平成28年使用の中学校の教科用図書の採択について提案申し上げましたが、最終的に本案につきまして教育委員会として承認という形で、後日8月12日までに第21採択地区協議会のほうに報告をしなくてはならないということで、臨時の委員会を開催させていただきたいと存じます。日程につきましては、第1案といたしまして8月6日に予定をしておりますが、時間は1時半からということですが、いかがでしょうか。</p>
柿沼教育長	8月6日いかがでしょうか。
教育副部長 兼教育総務課長	8月6日木曜日になりますが、いかがでしょうか。第2案といたしまして、8月4日火曜日になりますが、いかがでしょうか。
柿沼教育長	4日火曜日はいかがでしょうか。
鹿児島教育長 職務代理者	はい、結構です。
柿沼教育長	時間は何時ですか。
教育副部長兼 教育総務課長	時間は2時半からという形でお願いします。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
教育副部長兼 教育総務課長	それでは、8月4日、火曜日になりますが、時間は2時半からという形でお願いしたいと思います。
柿沼教育長	場所はどこですか。
教育副部長兼 教育総務課長	場所はこのボランティアビューローになりますので、よろしくお願 いします。 以上でございます。
柿沼教育長	<p>【閉議、閉会】</p> <p>これをもちまして平成27年久喜市教育委員会第8回定例委員会を閉 議、閉会といたします。 ご協力ありがとうございました。</p>

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

平成27年 8月31日

教育長 柿沼 光夫

委 員 坪井喜代子

委 員 狩野 和也